

において、商品投資に係る事業の公正又は投資者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該商品投資契約の締結等又は商品投資受益権の販売等を業として行う者（以下この節及び第四十二条において「商品投資販売業者」という。）に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（業務の停止等）

第三十六条 主務大臣は、商品投資販売業者が第三十三条若しくは第三十四条の規定に違反した場合において商品投資に係る事業の公正若しくは投資者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は商品投資販売業者が前条の規定による指示に従わないときは、当該商品投資販売業者に対し、六月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（準用規定）

第三十七条 第三十条の規定は、商品投資販売業者について準用する。

第四十三条及び第三章第三節を削る。

第三章を第二章とする。

第四十五条中「商品投資販売業者又は商品投資顧問業者」を「商品投資顧問業者」に改め、「当該商品投資販売業者又は」を削り、同条を第三十九条とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

(許可の取消し等に伴う業務の結了)

第三十八条 第十一条第二項の規定により第三条の許可が効力を失つたとき、又は第三十二条第一項の規定により第三条の許可が取り消されたときは、当該許可に係る商品投資顧問業者であつた者又はその一般承継人は、当該商品投資顧問業者が締結した商品投資顧問契約に基づく業務を結了する目的の範囲内においては、なお商品投資顧問業者とみなす。

第四十六条の見出しを「(商品投資顧問業の規制に関する規定の適用除外)」に改め、同条中「第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十九条、第二十二条から第二十四条まで(第四十三条において準用する場合を含む。)、第三十五条から第三十八条まで及び第四十二条」を「第二十二条まで、第二十六条及び第二十八条」に、「商品投資契約等又は商品投資顧問契約」を「商品投資顧問契約」に改め、「商品投資販売業者又は」及び「当該商品投資契約等又は」を削り、「締結等」を「締結」に、「第十六条から第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を

含む。）及び第三十五条から第三十八条まで」を「第十八条から第二十二条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前章第一節の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する金融機関並びに投資運用業を行う者（その運用財産の運用上生じた余裕金その他これに類するものとして政令で定める資金を商品投資により運用する場合に限る。）については、適用しない。

第四十六条を第四十条とし、第四十七条を第四十一条とする。

第四十八条及び第四十八条の二を削る。

第四十九条第一項中「第二章」を「前章第一節」に改め、「内閣総理大臣」を削り、「第三章」を「同章第二節」に、「農林水産大臣又は経済産業大臣とする」を「内閣総理大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣とする」に改め、同条第三項中「第二章」を「前章第一節」に改め、同条を第四十二条とする。

第五十条を削る。

第五十条の二中「商品投資販売業」を「商品投資販売業者」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十一条を第四十四条とし、第五十二条を第四十五条とする。

第四章を第三章とする。

第五十三条第一号中「又は第二十条」及び「商品投資販売業又は」を削り、同条第二号中「(第四十三条において準用する場合を含む。)」及び「商品投資販売業又は」を削り、同条第三号中「第四十二条(第二号に係る部分に限る。)」を「第二十八条第一号」に、「特定商品投資」を「商品投資」に改め、第五章中同条を第四十六条とする。

第五十四条第一号中「及び第三十二条」を削り、同条第二号中「(第三十二条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、「第五条第一項第五号若しくは第三十一条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改め、「若しくは出資の総額」を削り、同条第四号から第六号までを削り、同条第三号中「第二十二条(第四十三条において準用する場合を含む。)」を「第二十六条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

三 第十六条第一項の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

四 第十六条第二項の規定に違反して、不実のことを告げた者

五 第二十五条の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若し

くは有価証券を預託させた者

第五十四条第七号及び第八号を次のように改める。

七 第二十八条第一号の規定に違反して、顧客を相手方として商品投資に係る取引を行つた者

八 第三十二条第一項又は第三十六条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十四条を第四十七条とする。

第五十五条第一号中「又は第三十二条（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、
同条第五号及び第六号を削り、同条第四号中「第十八条第一項又は第三十七条」を「第二十条」に、「こ
れらの規定」を「同条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十六条、第十七条、第三十五
条、第三十六条又は第三十八条」を「第十八条、第十九条又は第二十一条」に改め、同号を同条第四号と
し、同条第二号中「第十五条又は第三十四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同号を同条第三号と
し、同条第一号の次に次の一号を加える。

一 第十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する事項を表示しなかつた者

第五十五条を第四十八条とする。

第五十六条第一号中「（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二号中「（第四十三条において準用する場合を含む。）」を削り、「第十三条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第四号中「第二十条（第四十三条において準用する場合を含む。）」を削り、「第十三条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第八号を削り、同条第七号中「第二十七条（第四十四条において準用する場合を含む。）」を「第二十三条」に改め、同条第八号を削り、「第二十一条」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二十六条第一項（第四十四条）」を「第三十条第一項（第三十七条规定）」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第二十五条（第四十四条において準用する場合を含む。）」を「第二十九条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十四条第二項の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだ者

第五十六条を第四十九条とする。

第五十七条中「第五十三条」を「第四十六条」に改め、同条を第五十条とする。

第五十八条中「（第二十三条规定第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同条を第五十一条とす

る。

第五章を第四章とする。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の商品投資に係る事業の規制に関する法律（以下「旧商品投資事業規制法」という。）第三条の許可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者が第二種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者（第一百五十三条及び第一百五十七条において「みなし登録第一種業者」という。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融商品取引

法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第一項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。

第一百五十二条 旧商品投資事業規制法第二十八条の規定により許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項の規定により登録を取り消されたものとみなす。

第一百五十三条 新金融商品取引法第三十一条第一項から第三項までの規定は、みなし登録第一種業者については、当該みなし登録第二種業者が第一百五十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第一百五十四条 新金融商品取引法第四十七条の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第一百五十五条 新金融商品取引法第四十七条の三の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第一百五十六条 施行日前にされた旧商品投資事業規制法第二十七条の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条の規定による処分とみなす。

第一百五十七条 みなし登録第一種業者が施行日前にした旧商品投資事業規制法第二十八条第二号に該当する

行為は、新金融商品取引法第五十二条第一項第六号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

2 新金融商品取引法第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし登録第一種業者の役員である者（旧商品投資事業規制法第六条第一項第四号イからヘまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 施行日前にされた旧商品投資事業規制法第二十八条の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項の規定による処分とみなす。

第一百五十八条 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧商品投資事業規制法第三条の許可を受けている者は、第一百五十一条第一項の規定にかかわらず、その許可を受けた日において、新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなす。

第一百五十九条 第百五十条の規定による改正後の商品投資に係る事業の規制に関する法律（以下この条にお

いて「新商品投資事業規制法」という。）第六条第二項第三号（新商品投資事業規制法第八条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、旧証券取引法の規定（平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧証券取引法の規定を含む。）若しくは旧証券投資顧問業法、旧抵当証券業規制法（第五十七条第二項及び第五十八条の規定によりなお効力を有することとされる場合における旧抵当証券業規制法を含む。）若しくは旧金融先物取引法の規定（第二百十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない会社については、新商品投資事業規制法第六条第二項第三号に該当する会社とみなす。

（地価税法の一部改正）

第一百六十条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融

「商品市場」に、「証券会員制法人」を「金融商品会員制法人」に、「商品取引所法」を「又は商品取引所法」に改め、「又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場（同条第五項に規定する金融先物会員制法人が開設するものに限る。）」を削る。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第一百六十一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第一号の外国証券会社」を「金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者）」に、「証券取引法第二百五十六条の二十四第一項」を「同法第二百五十六条の二十四第一項」に、「証券会社に」を「金融商品取引業者に」に、「証券会社が」を「金融商品取引業者が」に改め、同条第十四号中「有価証券指数（証券取引法第二条第二十一項の有価証券指数をいう。）若しくは有価証券店頭指數（証券取引

法第二条第二十五項の有価証券店頭指數をいう。)」を「金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標（同項第一号に規定する金融商品の価格を除く。）」に改める。

別表第八号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同表中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表第四十六号中「第八章」を「第七章」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第四十七号を同表第四十六号とする。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百六十二条 前条の規定の施行前に犯した旧外国証券業者法第五章に規定する罪については、同条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正）

第一百六十三条 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第

五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第一百六十四条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第三項及び第九条第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

(行政手続法の一部改正)

第一百六十五条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「証券取引又は金融先物取引」を「金融商品取引」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百六十六条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

所」に改める。

附則第五十六条第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第一百六十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「「証券会社」を「「金融商品取引業者」に、「証券取引法」を「金融商品取引法（）に、「証券会社又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）」を「金融商品取引業者」に、「証券取引法第七十九条の一（二十一）」を「同法第七十九条の二（二十一）」に改め、同条第八項中「証券会社の一般顧客（証券取引法）を「金融商品取引業者の一般顧客（金融商品取引法）」に、「証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下この項において同じ。）又は証券業に付随する業務（証券会社が証券取引法第三十四条第一項（外国証券会社にあっては、外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第三十四条第一項）により営む業務をいう。）に係る取引に基づき、当該証券会社」を「対象有価証券関連取引（同法第四十三条の二第一項第二号に規定する対象有価証券関連取引をいう。）に基づき、当該金融商品取引業者」に改め、同条第九項第一号中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

第三百七十九条第二項及び第三百八十三条の二中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

第四百二十三条中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第四百四条第一項、第四百五条第一項及び第三項並びに第四百六条から第四百八条までの規定中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

第四百九条第一項中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）」を「金融商品取引法」に改める。

第四百十条第五項ただし書中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第四百十一条第五項、第四百四十八条第二項、第四百五十五条、第四百七十四条、第四百七十五条第一項、第四百七十六条第一項及び第三項並びに第四百七十七条中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

第四百七八条第一項及び第四百七十九条第五項ただし書中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第四百八十一条第五項、第四百九十条第一項及び第三項、第五百十四条、第五百十五条第一項、第五百十六条第一項及び第三項並びに第五百十八条中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

第五百十九条第一項及び第五百二十条第六項ただし書中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

五百二十一條第五項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

五百六十八条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六号」を「第九号」に、「第七号の五」を「第十四号」に、「第五号の三」を「第八号」に、「第七号から第七号の四」を「第十号から第十三号」に、「第八号」を「第十五号」に、「第十号」を「第二十一号」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

五百六十九条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第十五号」に改める。

第四十条第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第七十条第一項第五号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）」及び「抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百四号）」を削る。

第一百四条第八項中「証券取引法第二十四条第三項」を「金融商品取引法第二十四条第五項」に改める。

第一百二十二条第四項及び第一百九十九条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第一百五条中「証券取引法第二条第一項第八号」を「金融商品取引法第二条第一項第十五号」に改める。

第二百七条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「同じ。」の下に「の取扱いについて次条第二項の規定による届出が行われたときは、当該資産対応証券の募集等」を加える。

第二百八条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第一条第八項第六号」を「第一条第八項第九号」に改める。

第二百九条を次のように改める。

第二百九条 金融商品取引法第三十六条（顧客に対する誠実義務）、第三十七条第一項（第二号を除く。）及び第二項（広告等の規制）、第三十七条の三第一項（第一号及び第六号を除く。）及び第二項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の四（契約締結時等の書面の交付）、第三十八条（禁止行為）、第三十九条（損失補てん等の禁止）、第四十条（適合性の原則等）、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）、第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二百七条から第二百十九条までの規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第二百七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第二百九条第一項において準用する金融商品取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百三十三条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第一百八十五条中「証券取引法第二条第八項第四号」を「金融商品取引法第一条第八項第六号」に改める。

第一百八十六条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第一百九十条第二項各号及び第三項中「第一百九条」を「第一百九条第二項」に改める。

第一百九十四条第九号中「第一百九条」を「第一百九条第一項」に、「証券取引法第四十二条の二第一項」を「金融商品取引法第三十九条第一項」に改める。

第一百九十五条第二号及び第一百六条第三号中「第一百九条」を「第一百九条第二項」に改める。

第一百九十七条第一号中「第一百九条」を「第一百九条第一項」に、「証券取引法第四十二条の二第二項」を「金融商品取引法第三十九条第二項」に改め、同条第二号中「第一百九条」を「第一百九条第一項」に、「証券取引法第四十二条の二第五項」を「金融商品取引法第三十九条第五項」に改める。

第一百九十八条中「第一百九条」を「第一百九条第二項」に改める。

第一百条中「第二百九条」を「第一百九条第一項」に、「証券取引法第四十一条第一項」を「金融商品

取引法第三十七條の四第一項」に、「報告書」を「書面」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百七十九条 前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新資産流動化法」という。）第七十条第一項第五号（新資産流動化法第七十二条第二項及び第一百六十七条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、旧証券取引法の規定（平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧証券取引法の規定を含む。）若しくは旧外国証券業者法若しくは旧抵当証券業規制法（第五十七条第二項及び第五十八条の規定によりなお効力を有することとされる場合における旧抵当証券業規制法を含む。）の規定（第二百七十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者については、新資産流動化法第七十条第一項第五号に該当する者とみなす。

(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)